

高齢者問題専門職ネットワーク研修会報告

加藤 哲也（医療法人偕行会名古屋共立病院）

高齢者問題専門職ネットワークは、各専門職が、1つの事案を多角的に見ることや日ごろからの連携づくりが必要と考えて、愛知県弁護士会が中心となり、本会、愛知県社会福祉士会、愛知県司法書士会、愛知県精神保健福祉士会、愛知県看護協会等で構成し、研修会等を開催するものです。どなたでも、事前申込不要・直接現地・無料で参加できます。

平成30年10月20日に愛知県司法書士会館で開催され、各会から40名程の参加がありました。

テーマ：養護者及び福祉施設従事者等からの虐待の現状と防止について

報告者：名古屋市高齢者・障害者虐待相談センター 所長 弘田直紀 氏 主事 岩下有里 氏

■高齢者・障害者虐待相談センターが担う事業

通報・届出の受理（電話・面接等）、法律相談（予約制：弁護士対応）、介護者・養護者のこころの相談（予約制：臨床心理士対応）、虐待防止ネットワーク支援会議への協力、虐待相談職員研修、保健福祉従事者研修、他機関主催の研修会等への講師派遣

■名古屋市における高齢者・障害者虐待対応の流れ（養護者による虐待の場合）

- ・ 高齢者虐待は、行政・いきいき支援センターが相談・通報を受け、7日以内に受理会議（虐待有無・緊急性の判断、対応方針の決定等）を開催し、必要に応じてネットワーク支援会議（虐待対応ケース会議）を開催する。また、3ヶ月毎に虐待ケース全般の把握等のために区連絡会で協議する。
- ・ 障害者虐待は、行政・基幹相談支援センターが相談・通報を受け、行政が判定会議を開催し、連携を取って支援を開始する。区連絡会はなく、必要に応じてネットワーク支援会議を開催する。

■緊急保護用の短期入所ベッドの確保

- ・ 高齢者虐待施策：特別養護老人ホーム6施設6床、養護老人ホーム2施設6床
- ・ 障害者虐待施策：施設入所支援1施設1床 身体・知的・精神に対応しており確保困難

■高齢者虐待防止法・障害者虐待防止法・児童虐待防止法・DV防止法の違い

- ・ 対象者：DV防止法は意思能力のある成人が対象者。障害者虐待防止法は使用者（労働の場）を含む。児童虐待防止法は児童を現に監護する者とし、保護者・施設職員を指す。教師は含まれない。
- ・ 虐待種別：DV防止法は身体的暴力・精神的暴力の2つ、児童虐待防止法は身体的虐待・性的虐待・ネグレクト・心理的虐待の4つであり、経済的虐待（親族を含む）は含まれない。
- ・ 義務：高齢者虐待法は生命又は身体に重大な危険が生じている場合に通報義務がある。虐待を受けたと思われる者を発見した場合は、DV防止法は努力義務、障害者・児童虐待防止法は通報義務である。

■全国調査結果の主な内容

施設従事者等による虐待が増加している。虐待種別は経済的虐待が増加傾向にある。

■名古屋市社協が実施した養護者に向けた調査結果

「被虐待者と虐待者の依存関係」に9割、「医療分野との連携」に1割が、困難を感じている。

■質疑応答では、「医師に生活状況等を踏まえてもらえず苦慮する」「施設従事者への研修開催や労働環境の改善も重要である」等の意見交換がなされた。

◆次回の予定

日 時：平成31年2月16日（土）午後1時～午後3時 場 所：中区在宅サービスセンター

テーマ：「若年性認知症とともに生きる人々への支援」

講 師：全国若年性認知症支援センター/愛知県若年性認知症総合支援センター 室長 山口喜樹 氏

※変更することがあります。詳細が決まり次第、会報・ホームページ等でご案内します。